

○駒澤大学公的研究費委員会規程

平成26年12月1日

制定

改正 平成27年4月1日

平成29年11月1日

令和2年4月1日

令和3年3月1日

令和3年4月1日

(設置及び目的)

第1条 駒澤大学公的研究費の適正な管理・運営に関する規程第7条に基づき、公的研究費の適正な執行のために必要な事項について審議することを目的とし、駒澤大学公的研究費委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(構成)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 学長
- (2) 教育・研究担当の副学長
- (3) 財務局長
- (4) 各学部長等及び法曹養成研究科長
- (5) 当該年度の公的研究費採択者のうちから、学長が指名した者5人
- (6) 教務部長、図書館長、学術研究推進部長、人事部長、財務部長及び管財部長
- (7) 幹事 若干人

2 委員会の委員長は、学長とし、副委員長は、教育・研究担当の副学長及び財務局長とする。

3 第1項第5号によって選任された委員の任期は、当該年度末までとする。

(審議事項)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 公的研究費による研究の推進を図るために必要な事項
- (2) 直接経費の公正かつ適切な使用に関する事項
- (3) 間接経費の適切な使用に関する事項
- (4) 不正防止計画推進部署からの報告に関する事項

(5) 前各号に定めるもののほか、公的研究費の適正な管理・運営のために必要な事項  
(開催)

第4条 委員会は、定例会と臨時会とし、定例会は年間2回、臨時会は委員長が必要と認め  
たときに開催する。

(運営)

第5条 委員会は、委員長がこれを招集し、その議長となる。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

3 委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。

4 委員会の決定は、出席委員の過半数をもって決議し、可否同数の場合は、議長の決する  
ところによる。

5 委員会は、必要があるときは委員以外の者に出席を求め、意見を聴くことができる。

(運営部会)

第6条 委員会が必要と認めるときは、委員会に公的研究費運営部会を設置することができ  
る。

2 構成員等については、委員会が定める。

(採択状況の公表)

第7条 公的研究費の採択状況については、委員会と本学の広報及びホームページで公表す  
るものとする。

(直接経費の使用)

第8条 公的研究費の交付を受けた本学の教職員(以下「研究者」という。)は、駒澤大学  
公的研究費の適正な管理・運営に関する規程第16条に基づき、直接経費の公正かつ適切  
な使用に努め、執行しなければならない。

(間接経費の譲渡)

第9条 研究者は、間接経費の交付を受けたときは、これを本学に譲渡しなければならない。

(間接経費の扱い)

第10条 研究者から本学に譲渡された間接経費は、本学の雑収入として処理する。

(間接経費の使途)

第11条 間接経費の使途は、「競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針」(競争的資  
金に関する関係府省連絡会申し合わせ)に基づき、次の各号に掲げるとおりとし、委員  
会で審議し学長が決定するものとする。

(1) 研究者の研究環境の改善に必要な経費

- (2) 大学全体の研究及び研究支援の機能向上に必要な経費
  - (3) 研究成果展開事業に係る経費
  - (4) 研究に係る管理、運営及び事務等の経費
  - (5) その他委員会で認めた経費
- (研究成果報告書の提出)

第12条 研究成果報告書を提出する必要がある研究者は、研究成果について、所定の研究成果報告書又は研究経過報告書を、学長に提出しなければならない。

- 2 前項に該当する研究者のうち、補助事業の成果を書籍、雑誌、新聞等において発表した者、又は特許権を出願・取得した者は、所定の報告書を、学長に提出しなければならない。
- (事務所管)

第13条 委員会の事務所管は、学術研究推進部とする。

(改廃)

第14条 この規程の改廃は、委員会及び全学教授会の議を経て、学長がその意見を聴き、これを行う。

附 則

この規程は、平成26年12月1日より施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日より施行する。

附 則

この規程は、平成29年11月1日より施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日より施行する。

附 則

この規程は、令和3年3月1日より施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日より施行する。